

# 「ふくい建設産業カレッジ」受講生募集要項

## ～あなたも福井県の建設産業の担い手になりませんか～

### 1 概要

福井県に移住し、福井県内の建設産業に従事する担い手を広く全国から募集します。  
受講生には、福井県内の建設産業事業者（以下、「受入事業者」という。）のもとで技術・ノウハウ等を学び、県内建設産業への就職を目指していただきます。  
また、官民協働で設立した「福井県建設産業ネットワーク」が受講生の報酬や手当を支援します（高校生は除きます）。

### 2 研修内容等

#### （１）研修内容

受講生は、受入事業者において、実習形式にて技術・ノウハウ等を学ぶ研修を受けていただきます。

また、研修期間中、建設産業ネットワークが実施する研修やセミナーにも参加いただく場合があります。

#### （２）研修期間

- 「ふくい建設産業インターンシップ」コース（以下、インターンシップコースという。）
  - ・最長 1 か月間
- 「ふくい建設産業カレッジ」コース（以下、「カレッジコース」という。）
  - ・最長 6 か月間

#### 【各コース共通】

- ・建設産業 29 業種（別紙参照）のうち、受講生が希望する複数の業種を研修していただきます。  
（例：インターンシップコース：土木、左官を希望→2業種を2週間ずつ研修等）  
（例：カレッジコース：とび、左官、防水、内装を希望→4業種を3か月ずつ研修等）  
（ただし、研修期間中に受入事業者に就職することとなった場合には、その時点で研修を修了します。）

#### （３）研修期間中の報酬、手当等について（高校生は除きます）

##### ①報酬、手当（以下、「給付金」という。）

- ・研修期間中の受講生に月額 200,000 円を支給します。  
（大学生は月額 100,000 円）
- ・実情に応じて住居手当、扶養手当、通勤手当の相当額についても支給します。
- ・給付を受けるためには連帯保証人を設定する必要があります。（カレッジコースのみ）

##### ②留意事項（研修期間中、受講生が負担するものなど）

- ・研修期間中の国民健康保険料、年金保険料等の各種手続きは、受講生自身が行ってください。
- ・研修期間中の傷害に備え、傷害保険に必ず加入してください。また、研修で車両を使用する場合は自動車損害賠償責任保険および自動車保険に必ず加入してください。

#### (4) 研修時間等

- ・研修時間、休日については、受入事業者の指示に従ってください。
- ただし、研修時間は1日につき8時間または1週間につき40時間までとし、休日は、1週間につき2日とします。

### 3 募集内容

---

#### (1) 募集対象者

以下の①～⑤の全てに該当し、⑥に該当しない方または⑦の方を募集します。

- ① 福井県内建設産業事業者への就職を希望する方
- ② 令和6年4月1日現在で18歳以上51歳未満（性別は問いません。高校生は18歳未満も対象になります）
- ③ 受入事業者の代表者と三親等内の親族ではない方
- ④ 心身共に健康で誠実に職務を行うことができる方
- ⑤ ワード・エクセルの操作やメールのやりとり等できる方
- ⑥ 以下に該当する方は、応募できません。
  - ・日本国籍を有しない者
  - ・禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、または刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ⑦ その他、福井県建設産業ネットワーク会長が認める方

#### (2) 応募手続き

以下の提出書類について、福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室まで郵送またはメールにて提出してください（郵送の場合は簡易書留にてお送りください）。

##### ○インターンシップコース

###### ① 提出書類

- ・ふくい建設産業インターンシップコース応募申込書（別紙1）
- ・誓約書（別紙2）
- ・本人確認ができる書類の写し（運転免許証、健康保険証、住民票等）

##### ○カレッジコース

###### ① 提出書類

- ・ふくい建設産業カレッジコース応募申込書（別紙3）
- ・誓約書（別紙4）
- ・本人確認ができる書類の写し（運転免許証、健康保険証、住民票等）

（提出先・お問い合わせ先）

「福井県建設産業ネットワーク」事務局  
福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室  
〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1  
電話0776-20-0470  
E-Mail : sokuryo1@pref.fukui.lg.jp

(3) 応募期間  
随時

(4) 給付金の返還等について

給付金は原則返還を求めませんが、病気や災害等やむを得ない事情があると認められる場合を除き、以下に該当する場合は給付金を給付しません。すでに給付した給付金は全額返還していただきます。

- 1 提出のあった書類等に虚偽の事実がある場合
- 2 自己の都合により研修を途中で辞退した場合

#### 4 受講生の選定方法

---

(1) 1次選考【書類】

応募時の提出書類を基に選考します。選考結果は、文書で通知しますが、審査にあたっては、電話等で確認を行う場合があります。

(2) 2次選考【面接】

1次選考の合格者について、2次選考を実施します。2次選考については、オンラインまたは福井県内にて対面による面接を予定しており、選考結果は、文書で通知します。

なお、面接にかかる経費（旅費等）等は応募者の負担とさせていただきます。

(3) 情報の提供

ふくい建設産業カレッジ応募申込書については、受入事業者の選定のため、福井県建設産業ネットワークおよび受入事業者に対して、その写しを提供しますが、その他の用途には使用いたしません。

(参考) 建設産業29業種の主な業務内容

No	業種	内容
1	土木一式	総合的な企画、指導、調製のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造または解体する工事を含む。）
2	建築一式	総合的な企画、指導、調製のもとに建築物を建設する工事（補修、改造または解体する工事を含む。）
3	大工	木材の加工または取付けにより工作物を製造し、または工作物に木製設備を取付け工事
4	左官	工作物に壁土、モルタル等をこて塗り、吹付け、またははり付ける工事
5	とび・土工・コンクリート	足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、土砂等の掘削、盛土等
6	石	石材の加工または積方により工作物を製造し、または工作物に石材を取付ける工事
7	屋根	瓦、金属薄板等により屋根を吹く工事
8	電気	電気設備等を設置する工事
9	管	冷暖房、給排水、衛生等のための設備を設置し、または金属製の管を使用して、水、油、ガス等を送配する設備の設置
10	タイル・レンガ・ブロック	レンガ、ブロック等により工作物を築造し、またはタイル、レンガ等を取付け、またははり付ける工事
11	鋼構造物	鋼板等の鋼材の加工、または組立てにより工作物を築造する工事
12	鉄筋	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、または組み立てる工事
13	舗装	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂利等により舗装する工事
14	しゅんせつ	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事
15	板金	金属薄板等を加工して工作物に取付け、または工作物に金属製の附属物を取付ける工事

No	業種	内容
16	ガラス	工作物にガラスを加工して取付ける工事
17	塗装	塗料等を工作物に吹付け、またははり付ける工事
18	防水	アスファルト、モルタル等によって防水を行う工事
19	内装仕上	木材、石膏ボード等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事
20	機械器具設置	機械器具の組立等により工作物を建設し、または工作物に機械器具を取付ける工事
21	熱絶縁	工作物または工作物の設備を熱絶縁する工事
22	電気通信	電気通信設備、放送機械設備等を設置する工事
23	造園	樹木の植栽、景石の据付等により庭園、公園等の苑池を築造し、道路等を緑化し、または植生の復元をする工事
24	さく井	さく井機械等を用いて、削孔等を行う工事またはこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事
25	建具	工作物に木製または金属製の建具等を取付ける工事
26	水道施設	上水道等の取水、浄水等の施設を築造する工事または公共下水道等の処理設備を設置する工事
27	消防施設	火災警報設備、消化設備、もしくは消火活動に必要な設備を設置し、または工作物に取り付ける工事
28	清掃施設	し尿処理施設またはごみ処理施設を設置する工事
29	解体	工作物の解体を行う工事